

「海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改正案」について

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課

1. 指定区間について

海上運送法（以下「法」という。）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間について、関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

2. 法第4条第6号の審査基準について

指定区間を含む航路に係る一般旅客定期航路事業の許可基準では、法第4条第1号から第5号までの許可基準に加え、当該指定区間に係る船舶運航計画の内容（運航日程等）が、離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであることが必要とされています。

3. 審査基準（サービス基準）改正案について

（1）指定区間番号47「日生諸島」（岡山県）

① 改正する内容

その他（別紙1）

② 改正する理由

将来にわたり航路を維持するためには、利用実態に応じた効率的な運航体制への見直しが必要である。このため、当該区間における各便に求める最低輸送能力を見直すことにより、より小型の代替船舶でも運航を可能とし、将来にわたって安定した航路の維持を図るため。

4. 施行日（予定）

令和 8 年 10 月 1 日 （予定）

指定区間に係るサービス基準改正案

【現 行】

【下線の部分は改正部分】

番号	指 定 区 間		サ ー ビ ス 基 準		
	名 称	区 間	運航日程	運航回数	その他
47	日生諸島	大多府漁港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間	毎日	1日6往復	<u>旅客45名</u>
		鴻島港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間	毎日	1日4往復	
		大多府漁港と頭島漁港との間	毎日	1日4往復	

【改正案】

【下線の部分は改正部分】

番号	指 定 区 間		サ ー ビ ス 基 準		
	名 称	区 間	運航日程	運航回数	その他
47	日生諸島	大多府漁港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間	毎日	1日6往復	<u>旅客43名</u>
		鴻島港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間	毎日	1日4往復	
		大多府漁港と頭島漁港との間	毎日	1日4往復	